

三木市指定管理者制度導入基本方針

平成17年5月

三 木 市

第1 指定管理者制度の概要について

1 地方自治法の改正

「指定管理者制度」は、民間事業者や民間非営利法人（NPO法人）など地方公共団体の指定を受けた指定管理者に公の施設の管理を代行させる制度です。

これは、平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により創設され、施行日から3年（平成18年9月1日まで）の間に、直営で管理を行う公の施設を除き、制度の導入を図っていくこととなります。

2 指定管理者制度創設の趣旨

公の施設の管理については、近年、民間事業者を活用する社会的環境が整ってきており、民間手法の積極的な導入により、サービスの向上、経費の縮減等の効果が期待されるようになってきました。

このような点を踏まえ、公の施設の管理者を限定している規制を緩和し、その適正な管理が行える仕組みを整え、住民サービスの質の向上を図るため、「指定管理者制度」が創設されたものです。

3 指定管理者制度の内容

(1) 指定管理者制度と管理委託制度との相違点

公の施設の管理については、これまでも公共団体¹、公共的団体²又は政令³で定める出資法人に委託することができる「管理委託制度」が設けられていましたが、新たに創設された「指定管理者制度」と従前の「管理委託制度」との主な相違点は、次の表のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 「公共団体」...県、市町村、土地改良区などの公の法人をいいます。2 「公共的団体」...青年団、PTA、地縁団体、農業協同組合、社会事業団体など広く公共的な活動を目的とする団体をいいます。3 「政令で定める出資法人」...市が資本金等の1/2以上を出資する法人又は1/4以上を出資する法人で市と密接な人事関係がある法人をいいます。 |
|--|

表 - 1 新旧制度の比較

	指定管理者制度	管理委託制度
管理者の範囲	特別な制約を設けず、民間事業者などもその対象に含まれます。	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定しています。
地方公共団体と管理者との関係	指定管理者は、地方公共団体が行う「行政処分」に基づき、地方公共団体の公の施設の管理業務を代行します。	管理受託者は、地方公共団体との間で締結する「委託契約」に基づき、公の施設の管理業務を請け負います。
管理者の管理権限	指定管理者は、地方公共団体の委任により、使用料の減免の許可など広く公の施設の管理権限を行使するとともに、地方公共団体の監督を受けます。	管理受託者は、委託されて具体的な管理業務のみを行うものであり、権力的な管理権限は、地方公共団体が行使します。

「行政処分」...法規に基づいて、権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為をいい、営業許可や特許などもその中に含まれます。

(2) 指定の意義等

指定管理者の指定は、契約行為ではなく、「行政処分」であり、指定管理者が行う公の施設の管理運営は、地方公共団体の委任に基づいて行う「代行」であるとされています。

なお、指定管理者は、法人その他の団体でなければならず、個人が指定管理者になることはできません。

(3) 条例化すべき事項

地方公共団体は、「指定管理者制度」を導入する場合は、「指定の手続¹」、「管理の基準²」及び「業務の範囲³」について条例又は規則で定めなければなりません。

- | |
|--|
| <p>1 「指定の手続」...申請の方法や選定基準などを指します。
 2 「管理の基準」...休館日、開館時間、使用許可の基準などを指します。
 3 「業務の範囲」...施設の利用許可、使用料等の徴収などを指します。</p> |
|--|

(4) 指定に係る議会の議決

指定管理者の指定に当たり議会において議決すべき事項は、「公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」及び「指定の期間」とされています。なお、指定期間の長さについては、法令上特別な定めは置かれていないので、各地方公共団体で合理的な期間を定めることとなります。

(5) 協定の締結

指定管理者の権限は、「指定」という行政処分により生ずるものであり、

契約の締結は要しませんが、管理業務の実施に関する詳細な事項は、市との協議に基づき、「協定」を締結することになります。

(6) 指定管理者に対する監督権限

地方公共団体は、指定管理者に適正な管理業務を行わせるため、報告を求め、実地調査を行い、必要な指示を与え、業務の停止を命じ、又は指定を取り消すことができます。

(7) 事業報告書の提出

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況、使用料(利用料金)収入の実績などを記載した事業報告書を地方公共団体に提出しなければなりません。

(8) 公の施設の利用率に関する処分についての不服申立て等

指定管理者が行った使用許可などの処分に関する不服申立ては、全て地方公共団体の長が受けることとされ、指定管理者の業務上の行為などによる損害賠償については、地方公共団体がその責任を負ったうえで、指定管理者の負うべき責任に応じて求償することとなります。

(9) 利用料金制

指定管理者は、条例の規定に基づき、指定管理者が定める利用料金を自らの収入とすることができます。ただし、指定管理者は、利用料金について、あらかじめ地方公共団体の承認を受けることにより、地方公共団体が定めた枠組みの中で、効率的かつ効果的なサービスを利用者に提供しなければなりません。

(10) 他の法律との関係

地方自治法の公の施設に関する規定は、公の施設を管理するための一般規定であり、学校教育法などの個別法令で特別な管理規定が置かれている場合には、その規定の方が優先されます。

したがって、個別法令で直営方式が義務付けられているような場合には、「指定管理者制度」を導入することはできません。

第2 本市における指定管理者制度の導入について

1 行財政改革大綱における考え方

第3次三木市行財政改革大綱の改革の重点項目の一つである「経営する行政を目指して」において、次のように定めています。

民間委託等の推進

行財政運営の合理化、効率化、市民サービスの向上等の観点から公的関与のあり方を総点検し、民間活力の導入が可能な業務については積極的に民間委託等を推進します。

2 導入についての基本的な考え方

本市の公の施設の管理運営については、これまでも管理委託制度を活用し、施設の特性に応じて、その管理を外郭団体、出資法人、地域団体等に委託することにより、その機能をできるだけ活かせるようにするとともに、一部の施設においては、利用料金制を導入し、効果的・効率的な管理運営を行ってきたところ です。

今回の指定管理者制度は、管理者の管理権限が拡充されたことで、より実態に合わせた管理運営が可能となりました。さらに、民間事業者等の能力が発揮できるようになったことで、施設が持つ機能の一層の向上を図ることが可能になるなど、利用者に対して満足度の高いサービスの提供が期待できるようになりました。したがって、この制度が設けられたことにより、上記の行政改革の内容をさらに推進することができる環境が整ったといえます。

そこで、本市としては、この指定管理者制度を十分に活用し、この制度の導入が可能な全ての公の施設について検討を加えていきます。

(1) 導入検討対象施設、導入時期

現在、管理を外郭団体等に委託している公の施設については、条例の整備や指定管理者の指定等の準備作業を遅くとも平成17年度末までに終え、平成18年4月から指定管理者制度を導入することとします。

その他の施設（今後新設される施設を含む。）については、「三木市行財政改革推進本部」において、指定管理者制度の導入や今後のあり方について検討することとし、その結果、廃止する施設や制度導入によるメリットが見込めない施設を除き、平成19年4月以降に指定管理者制度を導入します。

(2) 指定期間

指定管理者の指定期間は、3年から5年（標準期間）の範囲内で、施設ごとに適切な期間を設定しますが、合理的な理由がある場合は、別途定めることができることとします。

(3) 利用料金制度

利用料金制度を既に導入している施設については、引き続き適用していきます。それ以外の施設については、指定管理者制度に併せて利用料金制度を導入することにより、市民サービスの向上と効果・効率的な管理運営が実現できると認められる場合は、積極的な導入を図ります。

(4) 指定管理料

無料施設など利用料金制度が導入できない施設や利用料金だけでは管理に要する経費を賄えないことが明らかな施設については、市から指定管理者に対し、指定管理料として委託料を支払うことができることとします。

指定管理料を支払う場合で、複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担するときは、債務負担行為を設定する必要があります。
--

3 指定管理者の指定手続

(1) 指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

指定管理者制度を導入する全施設に適用する「指定の手続」や「管理の基準」などを定める条例を新たに制定します。（平成17年9月定例会市議会に提出予定）

(2) 指定管理者の募集

ア 基本的な考え方

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとします。ただし、合理的な理由がある場合は、公募を行わずに指定管理者の選定を行うことができることとします。

イ 募集の周知方法

条例に定められている「管理の基準」を基本として、「応募資格」、「選定基準」など公募に関して周知すべき事項について募集要項を作成し、告示します。また、記者発表を行うほか、広報紙やホームページなどを利用して広く応募者を募ります。

なお、公募にあたっては、施設の管理運営状況の情報を積極的に提供するように努めます。

ウ 公募期間

公募の期間は、原則として1か月以上確保し、公募開始1週間以内に説明会を開催することとします。

(3) 指定管理者の選定等

ア 選定委員会による指定管理者の候補の選定

外部の有識者を含む指定管理者選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書などについて、条例の「管理の基準」や募集要項の「選定基準」に照らして、サービス提供のノウハウ、物的・人的能力の状況や管理運営コストなどを総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補に選定することとします。

選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となります。

イ 選定結果の通知

指定管理者の候補を選定したときは、速やかに全応募者に対し選定の結果を通知し、選定理由を公表します。

ウ 指定管理者指定議案の提出

指定管理者を指定するための議案には、「公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」を記載し、議会の議決を受けて指定管理者を決定します。

エ 導入施設の設置条例の改正

指定管理者の指定議案とあわせて、施設の設置条例について、指定管理者に移行するために必要な改正議案を提出します。

オ 指定処分

指定管理者の指定の議決の後、指定管理者に指定書を交付し、その旨を告示します。

カ 協定の締結

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たって必要となる管理に係る細

目的事項や指定管理料などを定めた協定を締結することとします。

キ 準備行為

指定の議決後、必要に応じて、従前の管理者から指定管理者に対する事務引継を行うなど管理者の変更に伴う準備を整え、指定管理者制度への円滑な移行を図ります。

4 指定管理者に対する監督

(1) 報告を求める事項

指定管理者は、毎月あるいは四半期ごとなど必要に応じて、施設の利用状況や料金収入の実績などについて、報告を行うこととします。また、施設で事故が生じたときなどは速やかに市に報告することとします。なお、詳細な報告事項等については、協定において定めます。

(2) 事業計画書の提出

指定管理者は、指定期間の2年目以降の年度の事業の計画・目標を市の予算編成時まで提出し、双方協議のうえ、その内容を確定しなければならないこととします。

(3) 事業の評価

指定管理者の事業効果を検証するため、毎年度、事業報告などに基づき、提供されたサービスの水準を含めて、事業結果の評価を行います。

(4) 指定管理者の指導

事業結果の評価の内容により、必要に応じて、指定管理者に対し報告を求めたり、調査や指示などを行います。

また、業務を適正に実施できないなどと判断される場合には、指定期間内であっても、業務の停止や指定取消しを行うこととします。

(5) 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、三木市個人情報保護条例中に指定管理者に関する規定を設けることとします。

(6) 情報公開

市は、指定管理者が施設の管理のために作成し、または取得した文書等について開示請求があったときは、三木市公文書公開条例の趣旨に従い、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は、速やかに応じるように努めるものとします。